

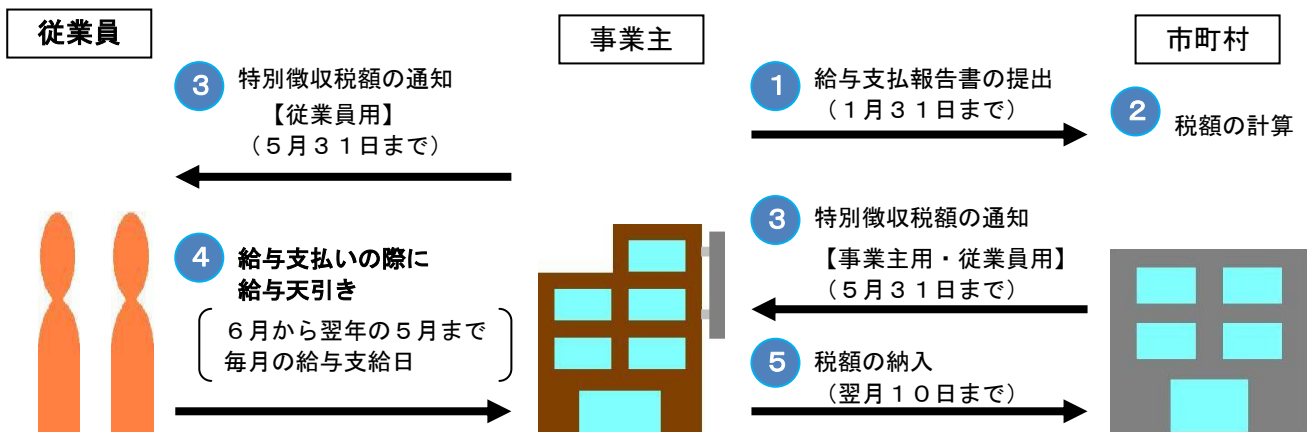
従業員の皆様へ

福島県と県内全市町村
からのお知らせ

給与所得者の方の個人住民税が 特別徴収(給与天引き)となります

■ 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者（事業主）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月支払う給与から個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）を差引き（給与天引き）し、納税義務者であるあなた（給与所得者である従業員）に代わって、納入していただく制度です。

特別徴収による納税のしくみ



特別徴収をすることで
何かメリットがあるのですか？

- ◎ 金融機関へ納税に出向く手間を省くことができ、納め忘れの心配もありません。
- ◎ 普通徴収の場合は、原則として年4回に分けて納付いただきますが、特別徴収の場合は年12回に分けて納付することになりますので、1回あたりの負担が少なくてすみませす。

※ 市町村により実施時期が異なる場合があります。

福島県内 各市町村個人住民税担当課
(給与支払報告書提出先の各市町村にお問い合わせください。)

福島県 総務部税務課 Tel024-521-7069

福島県 総務部市町村財政課 Tel024-521-7061